

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日は、
の翌日)

号) 附則第二条第五項に規定する申告書の様式を次のように定める。

平成五年七月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

◇ 告 示

鳥取県税条例の一部を改正する条例附則第二条第五項に規定する申告書の様式(税務課)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(農村整備課)

都市計画事業の事業計画の変更の認可(下水道課)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(防犯少年課)

◇ 公安規則

遊技機の型式の検定(〃)

告 示

鳥取県告示第六百三十七号

鳥取県税条例の一部を改正する条例(平成五年七月鳥取県条例第二十三)

軽油引取税納付申告書

(平成5年改正条例附則第2条第1項第2号該当)

日曜火曜公休日

平成 年 月 日	鳥取県知事 殿
納税者の氏名又は名称	(イ) _____
納税者の住所又は所在地	うち県外所在の事務所又は事業所に係るもの(ロ) _____
この申告に応答する係及び氏名並びに電話番号	(ハ) _____
平成 年 月分	
平成5年12月1日午前零時現在での課税済軽油所有数量(イ)	ℓ _____
(イ)のうち県外所在の事務所又は事業所(ロ)に係るもの	ℓ _____
差引数量(イ)-(ロ)	ℓ _____
課税標準となる譲渡数量(ニ)	ℓ _____
今回納める税額(ニ)×7.8円	円 _____

油の受払等の数量報告書に記載する前月末在庫数量のうち課税済みのもの受払い等の数量を記載してください。

2 「(イ)のうち県外所在の事務所又は事業所が保有する数量を記載してください。
 3 「課税標準となる譲渡数量(ニ)」欄には、(イ)欄に記載された課税済軽油のうち平成5年12月1日午前零時以後他人へ譲渡した数量を記載してください。

4 この申告書は、課税済軽油を譲渡した日から起算して1か月以内に管県税事務所へ提出し、併せて税額を納付書により納付してください。

- 1 「平成5年12月1日午前零時現在での課税済軽油所有数量(イ)」欄には、平成5年11月分として平成6年1月4日までに本店所在県へ提出する軽

(記載要領)

軽油引取税納付申告書

(平成5年改正条例附則第2条第1項第3号又は第4号該当)

平成 年 月 日	鳥取県知事 殿
納税者の氏名又は名称	(イ)
納税者の住所又は所在地	
この申告に応答する係及び び氏名並びに電話番号	(一 二 三 四)
自己が管理する貯蔵場に所有していた 軽油の数量	(ア) ℥
自己以外の販売業者又は消費者が管理 する貯蔵場に所有していた軽油の数量	(イ) ℥
消費者から委託を受けて保管していた 軽油の数量	(ウ) ℥
自己が所持していた免税証の数量	(エ) ℥
課税標準となる数量 (イ)+(ウ)+(エ)	(イ) ℥
今回納める税額 (イ)×7.8円	(ただし、(イ)が1,000 ℥未満のとき) (は0円と記入してください。) 円

(注意事項)

1 (イ)から(ウ)までの欄は、平成5年12月1日午前零時現在の数量を記入し

してください。

2 (イ)欄に記載があるときは、貯蔵場の名称及び数量の明細書を添付してください。

3 (イ)欄に記載があるときは、貯蔵場を管理する販売業者又は消費者の名稱、住所及び数量の明細書を添付してください。

4 (イ)欄に記載があるときは、委託した消費者の名称、住所及び数量の明細書を添付してください。

5 (イ)欄に記載があるときは、免税証の番号及び免税証記載数量の明細書を添付してください。

6 (イ)欄が1,000 ℥未満のときは、納税の必要はありませんが、申告書は提出してください。

7 この申告書は、平成6年1月4日までに所管県税事務所に提出し、併せて税額を納付書により納付してください。

鳥取県告示第六百三十八号

気高町が行う土地改良事業に係る姫路地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成五年七月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

ては、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年七月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

境港市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画下水道事業 境港市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十八年十一月二十九日から平成十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

昭和五十八年十一月鳥取県告示第十二十七号及び平成五年三月鳥取県告示第二百一十六号の事業地に境港市佐斐神町字一ツ松、字城ノ内及び字行淵の一部を加える。

2 使用の部分 なし

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において

公安委員会規則

る規則（昭和六十年國家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成五年七月二十七日

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成五年七月二十七日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

鳥取県公安委員会規則第七号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（平成五年三月鳥取県条例第十八号）の施行期日は、平成五年七月二十七日とする。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十七号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に關す

遊技機の種類	型式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	大魔神	太陽電子株式会社
アレンジボール遊技機	ハーフフル	"